

# 情報倶楽部

2020年10月

No. 234

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税法

### ★ 間接補助金で取得した固定資産

- Q. 間接交付した補助金で固定資産を取得しましたが、この固定資産は圧縮記帳をすることができますか？
- A. 間接交付による補助金で固定資産を取得した場合の圧縮記帳は、次のように取り扱われています。
1. 補助金交付団体を経由して間接交付される場合  
次の要件を満たす場合は圧縮記帳が認められます。
    - ①国等からの補助金等を財源としていること
    - ②補助金等の交付決定に、補助金交付財団の裁量が入るものでないこと
    - ③国等の監督の下に交付されるものであること
    - ④国等から交付された補助金等が遅滞なく対象法人に交付されるものであること
  2. 補助金交付団体を経由して間接交付される場合  
上記の要件に加えて、次の要件を満たす場合に圧縮記帳が認められます。
    - ①補助金交付団体に支払われる補助金等のうち、対象法人に交付する補助金部分と補助金交付団体の事務費部分とが区分されていること
    - ②基金における資金の出入りを粉に等が確実に管理していること
    - ③基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、事務費等にしか充てることができない規程になっていること
- <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm>

## 所得税法

### ★ 給与と外注の区分

- Q. 一人親方の大工さんに仕事を発注しようと思いますが、給与とみなされないでしょうか？
- A. 給与か外注かは、請負契約の有無その他事実関係から総合的に判断されます。

給与になるか外注になるかで、源泉所得税や消費税の取扱いが違ってきますので注意が必要ですが、国税庁では、基本的には契約の実態判断によるが、区分が明確でないものについては、次の事項から総合的に判断するとしていますので、参考にしてください。

- ①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- ②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束(業務の性質上当然に存在する拘束を除く)を受けるかどうか。
- ③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督(業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く)を受けるかどうか。
- ④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払いを請求できるかどうか。
- ⑤材料又は用具等(くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具を除く)を報酬の支払者から供与されているかどうか。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/091217/01.htm>

## 相 続 税

### ★ 相続開始前3年以内の贈与

Q. 相続前に贈与した贈与は、相続税の対象になるとか。どのようになっているのですか？

A. 相続税法では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の価額(贈与時の価額)をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。

ただし、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象になりません。

- ①贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
- ②直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ③直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ④直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

なお、相続税額から控除する贈与税額は、相続税の課税価格に加算された贈与財産に係る贈与税の額です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4161.htm>

## ★ 婚姻に際し親からもらう金品等

Q. 結婚する際に親からもらうお金は、どのように取り扱われますか？

A. 生活費に充てられなかった部分は原則、贈与税の対象になります。

子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象になりますが、扶養義務相互間において、生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもので、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

なお、婚姻に当たって、子が親から婚姻後の日常生活を営むのに必要な家具、家電製品等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合は、贈与税の課税対象になりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金になっている場合や、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費(家具什器等の購入費用)に充てられなかった部分については、贈与税の対象となります。

また、個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と受けた者との関係に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象になりません。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201504/pdf/01.pdf>

## ★ 相続放棄をした場合

Q. 相続を放棄すると、どのような取扱いになりますか？

A. 相続放棄とは、積極財産及び消極財産の一切を承継しない方法のことで、民法に規定されているものです。

相続放棄をするには、原則として、相続があったことを知った時から3ヶ月以内に被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書を提出しなければならず、いったん放棄をすると撤回することはできないこととなっています。

相続放棄をした場合には、基本的に相続税は課税されませんが、生命保険金や死亡退職金など、本来の相続財産以外の財産(みなし相続財産)の遺贈を受けた場合は、相続税が課せられ、次のように取り扱われることとなっています。

- ①相続を放棄した者であっても、法定相続人に該当することから、遺産にかかる基礎控除や未成年者控除、障害者控除の適用は受けられる。
- ②生命保険金の非課税、死亡退職金の非課税の適用はない。
- ③葬式費用を負担した場合には、控除することができる。
- ④債務は控除できない。
- ⑤相次相続控除の適用は受けられる。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4114.htm>